



各 位

会 社 名三菱重工業株式会社代 表 者取締役社長 宮永 俊一
(コード番号 7011)上場取引所東 名 福 札

問合せ責任者 グループ戦略推進室 広報部長 齊藤 啓介

(TEL03-6716-3111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成27年6月26日開催予定の当社第90回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

当社では従来から、業務執行の「健全性と透明性」及び「効率性と機動性」の向上を目的に、着実にコーポレート・ガバナンス体制の強化を図ってまいりましたが、今般、取締役会の監督機能をより一層強化するとともに、監督と業務執行を分離し迅速な意思決定を行うため、社外取締役が過半数を占める「監査等委員会」を有し、取締役会の業務執行権限の相当な部分を取締役に委任することのできる監査等委員会設置会社に移行することとしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な項目等について、次のとおり定款の変更を行うものであります。

- (1) 平成27年5月1日に施行される「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号) により新たに創設される「監査等委員会設置会社」への移行に関する変更
 - ア. 監査等委員会設置会社に移行するための規定を新設するものであります。(変更案第4条)
 - イ. 監査等委員である取締役に関する規定を新設するものであります。(変更案第 20 条第 2 項、第 21 条第 2 項及び第 22 条第 2 項)また、取締役の員数を適正規模にすべく、取締役の定員を 40 名以内から 20 名以内(うち監査等委員である取締役は 10 名以内)に減員するものであります。(変更案第 20 条第 1 項及び第 2 項)
 - ウ. 第5章の標題を「監査役及び監査役会」から「監査等委員会」に改め、「監査役会」に関する規定を「監査等委員会」に関する規定に置き換えるものであります。(変更案第35条乃至38条)また、会社法上常勤の監査等委員の選定は要求されておりませんが、当社は常勤の監査等委員を置くこととするためこれを明記するものであります。(変更

案第34条)

- エ. 取締役会の決議により、重要な業務執行(会社法第399条の13第5項に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができるようにする規定を新設するものであります。(変更案第28条)
- オ. 監査等委員会設置会社に移行することに伴い、監査役に関する規定を削除するものであります。(現行定款第33条乃至第35条及び第41条乃至第43条)
- カ. 監査等委員会設置会社に移行することに伴い、既定の条文にその他の所要の変更を行う ものであります。(変更案第22条第1項、第23条第1項及び第2項、第24条第1項及 び第2項、第25条第1項及び第2項、第27条、第31条、第31条、第41条)
- キ. 現行定款第 42 条及び第 43 条の削除をすることに伴い附則を新設するものであります。 (変更案の附則)

(2) 上記(1) 以外の変更

- ア.会社が定める役付取締役を「取締役会長」及び「取締役社長」のみに変更するものであります。(変更案第24条第1項及び第2項)
- イ. 平成27年5月1日に施行される「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を、社外ではなく業務執行をしない取締役との間においても締結することが可能となったことに伴い、当該契約の対象者を「取締役(会社法第2条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。)」に変更するものであります。(変更案第33条)
- (3) その他全般に関する変更

条文の新設・削除に伴い、条数の整備を行うとともに、項番号の新設を行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程 (予定)

定款変更のための株主総会開催日 : 平成 27 年 6 月 26 日 (金曜日)定款変更の効力発生日 : 平成 27 年 6 月 26 日 (金曜日)

以 上

(下線部分が変更箇所です。)

現行定款規定 変 更 案 (機 (機 第4条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機 第4条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の 関を置く。 機関を置く。 (1) 取締役会 (1) 取締役会 (2) 監査役 (2) 監査等委員会 (3) 監査役会 <削除> (4) 会計監査人 (3) 会計監査人 (取締役の定員) (取締役の定員) 第20条 本会社の取締役は、20名以内とする。 第20条 本会社の取締役は、40名以内とする。 2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締 <新 設> 役は、10名以内とする。 (取締役の選任) (取締役の選任) 第21条 取締役は、株主総会において、議決権を行使 第21条 取締役は、株主総会において、議決権を行使 することができる株主の議決権の3分の1以 することができる株主の議決権の3分の1 上を有する株主が出席し、その議決権の過半 以上を有する株主が出席し、その議決権の過 数によって選任する。 半数によって選任する。 <新 設> 前項の規定による取締役の選任は、監査等委 員である取締役と監査等委員でない取締役 とを区別して行う。 取締役の選任決議は、累積投票によらない。 取締役の選任決議は、累積投票によらない。 (取締役の任期) (取締役の任期) 第22条 監査等委員でない取締役の任期は、選任後1 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事 年以内に終了する事業年度のうち最終のも 業年度のうち最終のものに関する定時株主総 のに関する定時株主総会の終結の時までと 会の終結の時までとする。 する。 監査等委員である取締役の任期は、選任後2 <新 設> 年以内に終了する事業年度のうち最終のも のに関する定時株主総会の終結の時までと する。 (代表取締役) (代表取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって、取締役の中 │第23条 取締役会は、その決議によって、監査等委員

から代表取締役若干名を選定する。

でない取締役の中から、代表取締役若干名を

現行定款規定

2 代表取締役は、各自、会社を代表し、取締役 会の決議に従って、会社の業務を執行する。 ただし、日常の業務は専行することができる。

(役付取締役)

- 第24条 取締役会は、その決議によって、取締役社長1 名を定める。
- 取締役会は、その決議によって、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役 各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集及び議長)

- 第25条 取締役会は、取締役会長が招集し、その議長 となる。取締役会長が欠員であるとき又は取 締役会長に支障あるときは、取締役社長若し くは他の代表取締役がこれに代わる。
 - 2 取締役会の招集通知は、各取締役<u>及び各監査</u> 役に対し会日の5日前までに発する。ただし、 緊急やむを得ないときは、招集通知期間を短 縮することができる。

(取締役会のみなし決議)

第27条 本会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、 監査役が異議を述べたときは、この限りでない。

<新 設>

変 更 案

選定する。

2 代表取締役は、各自、会社を代表し、取締役会 の決議に従って、会社の業務を執行する。ただ し、代表取締役は、日常の業務は専行すること ができる。

(役付取締役)

- 第24条 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から、</u>取締役社長1名を定める。
 - 2 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から、</u>取締役会長1名を定めることができる。

(取締役会の招集及び議長)

- 第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を 除き、取締役会長が招集し、その議長となる。 取締役会長が欠員であるとき又は取締役会 長に支障あるときは、取締役社長若しくは他 の代表取締役がこれに代わる。
 - 2 取締役会の招集通知は、各取締役に対し<u>て</u>会日の5日前までに発する。ただし、緊急やむを得ないときは、招集通知期間を短縮することができる。

(取締役会のみなし決議)

第27条 本会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意 したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の委任)

第 28 条 本会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規 定により、取締役会の決議によって、重要な 業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除 く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任 することができる。 現行定款規定

変 更 案

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその 結果並びにその他法令に定める事項は、議事録 に記載又は記録して、出席した取締役及び監査 役が記名押印又は電子署名した後、本会社にお いて保存する。 (取締役会の議事録)

第 29条 取締役会における議事の経過の要領及びその 結果並びにその他法令に定める事項は、議事 録に記載又は記録して、出席した取締役が記 名押印又は電子署名した後、本会社において 保存する。

第29条 <条文省略>

第30条 <現行どおり>

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価と して本会社から受ける財産上の利益は、株主総 会の決議によって定める。 (取締役の報酬等)

第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価 として本会社から受ける財産上の利益は、監 査等委員である取締役と監査等委員でない 取締役とを区別して、株主総会の決議によっ て定める。

第<u>31</u>条 <条文省略>

(社外取締役についての責任限定契約)

第32条 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、 同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する 契約を<u>社外</u>取締役と締結することができる。た だし、当該契約で定める賠償責任の限度額は、 金1,000万円以上であらかじめ本会社が定めた 金額又は同法第425条第1項に定める最低責任 限度額のいずれか高い額とする。

第32条 <現行どおり>

(非業務執行取締役についての責任限定契約)

第33条 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を取締役(会社法第2条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。)と締結することができる。ただし、当該契約で定める賠償責任の限度額は、金1,000万円以上であらかじめ本会社が定めた金額又は同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の定員)

第33条 本会社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

第34条 監査役は、株主総会において、議決権を行使 することができる株主の議決権の3分の1以 上を有する株主が出席し、その議決権の過半 数によって選任する。 第5章 監査等委員会

<削 除>

<削 除>

現行定款規定

変 更 案

(監査役の任期)

第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事 業年度のうち最終のものに関する定時株主総 会の終結の時までとする。

(常勤監査役)

第<u>36</u>条 <u>監査役会</u>は、その決議によって、<u>監査役</u>の中 から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第37条 <u>監査役会</u>の招集通知は、各<u>監査役</u>に対し会日 の5日前までに発する。ただし、緊急やむを 得ないときは、招集通知期間を短縮すること ができる。

(監査役会の決議方法)

第 <u>38</u>条 <u>監査役会</u>の決議は、<u>監査役の</u>過半数をもって 行う。ただし、法令に別段の定めがある場合 には、その定めによる。

(監査役会の議事録)

第39条 <u>監査役会</u>における議事の経過の要領及びその 結果並びにその他法令に定める事項は、議事 録に記載又は記録して、出席した<u>監査役</u>が記 名押印又は電子署名した後、本会社において 保存する。

(監査役会規則)

第<u>40</u>条 <u>監査役会</u>に関する事項は、法令又は本定款に 定めるもののほか、<u>監査役会</u>の決議によって 定める監査役会規則の定めるところによる。

(監査役の報酬等)

第41条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価 として本会社から受ける財産上の利益は、株 主総会の決議によって定める。

<削除>

(常勤の監査等委員)

第<u>34</u>条 <u>監査等委員会</u>は、その決議によって、<u>監査等</u> <u>委員</u>の中から常勤の監査等委員を選定する。

(監査等委員会の招集通知)

第35条 <u>監査等委員会</u>の招集通知は、各<u>監査等委員</u>に 対し<u>て</u>会日の5日前までに発する。ただし、 緊急やむを得ないときは、招集通知期間を短 縮することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第36条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数 が出席し、その過半数をもって行う。ただし、 法令に別段の定めがある場合には、その定め による。

(監査等委員会の議事録)

第37条 <u>監査等委員会</u>における議事の経過の要領及び その結果並びにその他法令に定める事項は、 議事録に記載又は記録して、出席した<u>監査等</u> <u>委員</u>が記名押印又は電子署名した後、本会社 において保存する。

(監査等委員会規則)

第38条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令又は本定 款に定めるもののほか、<u>監査等委員会</u>の決議 によって定める<u>監査等委員会</u>規則の定める ところによる。

<削 除>

	現行定款規定		変	更	案	
(監査役の責任免除)						
第 42 条	本会社は、会社法第426条第1項の規定によ		<	削 除>		
	り、同法第 423 条第 1 項の監査役(監査役で					
	あった者を含む。)の損害賠償責任を、取締役					
	会の決議によって、法令が定める額を限度と					
	して、免除することができる。					
(社外監査役についての責任限定契約)						
第 43 条	本会社は、会社法第427条第1項の規定によ		<	削 除>		
	り、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限					
	定する契約を社外監査役と締結することがで					
	きる。ただし、当該契約で定める賠償責任の					
	限度額は、金1,000万円以上であらかじめ本					
	会社が定めた金額又は同法第 425 条第1項に					
	定める最低責任限度額のいずれか高い額とす					
	<u>3.</u>					
第 <u>44</u> 条		第 <u>39</u> 条				
5	<条文省略>	5	<現行	うどおり	>	
第 <u>45</u> 条		第 <u>40</u> 条				
(会計監	(会計監査人の報酬等)		(会計監査人の報酬等)			
第 <u>46</u> 条	会計監査人の報酬、賞与その他の職務執行の	第 <u>41</u> 条	会計監査人の報	B酬、賞与	与その他の職務執行の	
	対価として本会社から受ける財産上の利益		対価として本語	会社から	受ける財産上の利益	
	は、代表取締役が <u>監査役会</u> の同意を得て定め		は、代表取締役	とが <u>監査等</u>	<u>等委員会</u> の同意を得て	
	る。		定める。			
第 <u>47</u> 条		第 <u>42</u> 条				
5	<条文省略>	5	<現行	うどおり	>	
第 <u>50</u> 条		第 <u>45</u> 条				
	<新 設>	<u>附 則</u>				
		(監査役の責任免除に関する経過措置) 1 平成 27 年 6 月開催の第 90 回定時株主総会終結前				
			の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に			
		関する会社法第 423 条第1項の損害賠償責任の取				
	<新 設>	締役会決議による免除については、なお従前の例				
		による。				
		2 平成	27 年 6 月開催Œ	第 90 回	定時株主総会終結前	

現行定款規定	変 更 案
	の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の
	行為に関する会社法第 423 条第1項の損害賠償責
	任を限定する契約については、なお従前の例によ
	<u> </u>